鳥取市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成３０年１２月２８日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第５８号

鳥取市手数料条例の一部を改正する条例

鳥取市手数料条例（平成１２年鳥取市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項を削る。

別表第１中「第２条、第３条、第６条」を「第２条、第６条」に改め、２０２の項及び２０３の項を削り、２０４の項を２０２の項とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。